

# 独立行政法人海技教育機構職員退職手当支給規程

平成18年4月1日

海技教育機構規程第30号

最終改正 平成29年12月26日海技教育機構規程第19号

## (目的)

第1条 この規程は、独立行政法人海技教育機構陸上就業規則（平成28年規程第23号。（以下「陸上就業規則」という。）第67条及び独立行政法人海技教育機構海上就業規則（平成28年規程第33号。（以下「海上就業規則」という。）第85条の規定に基づき、独立行政法人海技教育機構（以下「機構」という。）の職員及び船員（以下「職員等」という。）に対する退職手当の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## (適用範囲)

第2条 この規程の規定による退職手当は、職員等が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

## (退職手当の支払)

第3条 この規程の規定による退職手当は、法令その他機構の規程類に別段の定めがある場合又は労使協定に基づく場合を除き、その全額を通貨で直接この規程の規定によりその支給を受けるべき者に支払わなければならない。ただし、支給を受けるべき者から申し出があった場合は、その者が希望する金融機関の本人名義の口座に振込みの方法によって支払うことができる。

2 退職手当は、職員等が退職した日から起算して1月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確認することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りではない。

## (退職手当の支給額)

第4条 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第12条までの規定により計算した退職手当の基本額に、第13条の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

## (自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)

第5条 次条又は第7条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の俸給月額（独立行政法人海技教育機構職員給与規程（平成28年機構規程第41号。以下「職員給与規程」という。）第10条に規定する俸給月額及び第18条に規定する俸給の調整額の合計額をいう。以下同じ。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の100
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の110
- (3) 16年以上20年以下の期間については、1年につき100分の160

- (4) 21年以上25年以下の期間については、1年につき100分の200
- (5) 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の160
- (6) 31年以上の期間については、1年につき100分の120

2 前項に規定する者のうち、負傷若しくは病気（以下「傷病」という。）又は死亡によらず、その者の都合により退職した者（第19条第1項に掲げる者を含む。）に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するとき、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- (1) 勤続期間1年以上10年以下の者 100分の60
- (2) 勤続期間11年以上15年以下の者 100分の80
- (3) 勤続期間16年以上19年以下の者 100分の90

（11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額）

第6条 11年以上25年未満の期間勤続し、陸上就業規則第58条第1号又は海上就業規則第76条第1号の規定により退職した者又は25年未満の期間勤続し、その者の事情によらないで引き続き勤続することを困難とする理由として理事長が別に定める理由により退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の俸給月額（以下「退職日俸給月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5
- (3) 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200

2 前項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者で、通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による傷病により退職し、死亡（業務上の死亡を除く。）により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

（整理退職等の場合の退職手当の基本額）

第7条 陸上就業規則第55条第4号及び海上就業規則第73条第4号の規定による解雇により退職した者、業務上の傷病若しくは死亡により退職した者、25年以上勤続し、陸上就業規則第58条第1号及び海上就業規則第76条第1号の規定により退職した者又はその者の事情によらないで引き続き勤続することを困難とする理由として理事長が別に定める理由により退職した者に対する退職手当の基本額は、退職日俸給月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150
- (2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165
- (3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180

(4) 35年以上の期間については、1年につき100分の105

- 2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

（俸給月額の変額改定以外の理由により俸給月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例）

第8条 退職した者の基礎在職期間中に、俸給月額の変額改定（俸給月額を改定する職員給与規程の改正が行われた場合において、当該規程の改正により当該改正前に受けていた俸給月額が減額されることをいう。以下同じ。）以外の理由によりその者の俸給月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の俸給月額のうち最も多いもの（以下「特定減額前俸給月額」という。）が、退職日俸給月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

(1) その者が特定減額前俸給月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前俸給月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(2) 退職日俸給月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者に対する退職手当の基本額が前3条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日俸給月額に対する割合

イ 前号に掲げる額の特定減額前俸給月額に対する割合

- 2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（この規程の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。）の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの規程の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第17条第1項に規定する国家公務員等若しくは第18条第1項に規定する他の独立行政法人等の役員として退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けたことがある場合におけるこれらの退職手当に係る退職の日以前の期間及び第16条第5項の規定により職員等としての引き続いた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第19条第1項若しくは第23条第1項の規定により退職手当の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより退職手当の支給を受けなかったことがある場合における当該退職手当に係る退職の日以前の期間（これらの退職の日に職員等、第17条第1項に規定する国家公務員等又は第18条第1項に規定する他の独立行政法人等の役員となったときは、当該退職の日以前の期間）を除く。）をいう。

- (1) 職員等としての引き続いた在職期間
- (2) 第17条第1項に規定する再び職員等となった者の同項に規定する国家公務員等としての引き続いた在職期間
- (3) 第17条第2項に規定する場合における国家公務員等としての引き続いた在職期間
- (4) 第18条第1項に規定する再び職員等となった者の同項に規定する他の独立行政法人等の役員としての引き続いた在職期間
- (5) 第18条第2項に規定する場合における他の独立行政法人等の役員としての引き続いた在職期間
- (6) 前各号に掲げる期間に準ずるものとして理事長が定める在職期間  
(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第9条 第7条第1項の規定に該当する者のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者であって、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢がその者に係る定年から10年を減じた年齢以上である者に対する同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第7条第1項	退職日俸給月額	退職日俸給月額及び退職日俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき退職日俸給月額に応じて100分の2を乗じて得た額の合計額
第8条第1項第2号	及び特定減額前俸給月額	並びに特定減額前俸給月額及び特定減額前俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき特定減額前俸給月額に応じて100分の2を乗じて得た額の合計額
第8条第1項第2号	退職日俸給月額に、	退職日俸給月額及び退職日俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき特定減額前俸給月額に応じて1

		00分の2を乗じて得た額の合計額に、
第8条第1項第2号イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前俸給月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前俸給月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(退職手当の基本額の最高限度額)

第10条 第5条から第7条までの規定により計算した退職手当の基本額が、退職日俸給月額に60を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

第11条 第8条第1項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

(1) 60以上 特定減額前俸給月額に60を乗じて得た額

(2) 60未満 特定減額前俸給月額に第8条第1項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額及び退職日俸給月額に60から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

第12条 第9条に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第10条	第5条から第7条まで	前条の規定により読み替えて適用する第7条
	退職日俸給月額	退職日俸給月額及び退職日俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき退職日俸給月額に応じて100分の2を乗じて得た額の合計額
	これらの	前条の規定により読み替えて適用する第7条の
第11条	第8条第1項の	第9条の規定により読み替えて適用す

		る第8条第1項の
	同項第2号イ	第9条の規定により読み替えて適用する同項第2号イ
	同項の	同条の規定により読み替えて適用する同項の
第11条第1号	特定減額前俸給月額	特定減額前俸給月額及び特定減額前俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき特定減額前俸給月額に応じて100分の2を乗じて得た額の合計額
第11条第2号	特定減額前俸給月額	特定減額前俸給月額及び特定減額前俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき特定減額前俸給月額に応じて100分の2を乗じて得た額の合計額
	第8条第1項第2号イ	第9条の規定により読み替えて適用する第8条第1項第2号イ
	及び退職日俸給月額	並びに退職日俸給月額及び退職日俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき特定減額前俸給月額に応じて100分の2を乗じて得た額の合計額
	当該割合	当該第9条の規定により読み替えて適用する同号イに掲げる割合

(退職手当の調整額)

第13条 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間(第8条第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(陸上就業規則第51条及び海上就業規則第69条の規定による休職(業務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職、職員等を別に定める法人その他の団体の業務に従事させるための休職及び当該休職以外の休職であって職員等を当該職員等の職務に密接な関連があると認められる学術研究その他の業務に従事させる

ためのもので当該業務への従事が業務の能率的な運営に特に資するものとして別に定める要件を満たすものを除く。)、陸上就業規則第69条及び海上就業規則第87条の規定による出勤停止その他これらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しない期間のある月(現実に職務をとることを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。)のうち別に定めるものを除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員等の区分に応じて当該各号に定める額(以下「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。

- (1) 第1号区分 95,400円
- (2) 第2号区分 78,750円
- (3) 第3号区分 70,400円
- (4) 第4号区分 65,000円
- (5) 第5号区分 59,550円
- (6) 第6号区分 54,150円
- (7) 第7号区分 43,350円
- (8) 第8号区分 32,500円
- (9) 第9号区分 27,100円
- (10) 第10号区分 21,700円
- (11) 第11号区分 零

2 退職した者の基礎在職期間に第8条第2項第2号から第6号までに掲げる期間が含まれる場合における前項の規定の適用については、その者は、別に定めるところにより、当該期間において職員等として在職していたものとみなす。

3 第1項各号に掲げる職員等の区分は、職の職制上の段階、職務の級、職員等の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、別表に定める。この場合において、その者が同一の月において第1項各号に掲げる二以上の区分に該当していたときは、その者は、当該月において、これらの区分の上位に掲げる職員等の区分に属していたものとする。

4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

- (1) 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額
- (2) 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が零のもの 零
- (3) 自己都合退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額
- (4) 自己都合退職者でその勤続期間が9年以下のもの 零

5 前各項に定めるもののほか、調整月額のうちにその額が等しいものがある場合において、調整月額に順位を付す方法その他の本条の規定による退職手

当の調整額の計算に関し必要な事項は、別に定める。

(退職手当の支給額に係る特例)

第14条 第7条第1項に規定する者で次に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が、退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第4条、第7条、第8条及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

- (1) 勤続期間1年未満の者 100分の270
- (2) 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360
- (3) 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450
- (4) 勤続期間3年以上の者 100分の540

2 前項の「基本給月額」とは、職員給与規程に規定する俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額をいう。

(退職手当の端数処理)

第15条 この規程の規定により計算した退職手当の額（退職手当の支給を受けるべき遺族に同順位の方が2人以上ある場合には、その人数によって当該退職手当を等分した額）に1円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。

(勤続期間の計算)

第16条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員等としての引き続きいた在職期間による。

2 前項の規定による在職期間の計算は、職員等となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。

3 職員等が退職した場合（第19条第1項に該当する者を除く。）において、その者が退職の日の翌日に再び職員等となったときは、前2項の規定による在職期間の計算については、引き続きいて在職したものとみなす。

4 前3項の規定による在職期間のうち次の各号に掲げる休職月等が一以上あったときは、当該各号に定める月数を前3項の規定により計算した在職期間から除算する。

- (1) 陸上就業規則第51条第2号、第3号、第4号及び第5号若しくは海上就業規則第69条第2号、第3号、第4号及び第5号の規定による休職 その月数の2分の1に相当する月数
- (2) 陸上就業規則第69条若しくは海上就業規則第87条に規定する事由による出勤停止 その月数の2分の1に相当する月数
- (3) 育児休業 その月数の2分の1に相当する月数（当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間については、その月数の3分の1に相当する月数）
- (4) 自己啓発等休業 その月数の2分の1に相当する月数

5 第1項から第3項までの規定による在職期間のうち陸上就業規則第13条ただし書若しくは海上就業規則第15条ただし書に規定する事由又はこれらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しない期間のある月（現実に



職務を執ることを要する日のあった月を除く。)又は陸上就業規則第51条第7号若しくは海上就業規則第69条第7号の規定による休職があったときは、その月数の全期間を前3項の規定により計算した在职期間から除算する。(1月未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)

- 6 第1項に規定する職員としての引き続いた在职期間には、地方公務員が機構の改廃、施設の委譲その他の事由によって引き続いて職員となったときにおける地方公務員としての引き続いた在职期間を含むものとする。ただし、地方公務員が退職等により国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)の規定による退職手当に相当する給付の支給を受けているときは、当該給付の計算の基礎となった在职期間は、その者の地方公務員としての引き続いた在职期間には、含まないものとする。
- 7 前各項の規定により計算した在职期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。ただし、その在职期間が6月以上1年未満(第5条第1項(傷病による退職又は死亡に係る部分に限る。)、第6条第1項又は第7条1項の規定により退職手当の基本額を計算する場合にあっては、1年未満)の場合には、これを1年とする。
- 8 前項の規定は、第14条の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、適用しない。

(国家公務員等の職員として在職した後引き続いて職員等となった者の在职期間の計算)

第17条 職員等のうち、理事長の要請に応じ、引き続き次の各号に掲げる機関(以下「国等の機関」という。)に使用される者又は役員(常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「国家公務員等」という。)となるために退職をし、かつ、引き続き国家公務員等として在職した後引き続いて再び職員等となった者の前条第1項の規定による勤続期間の計算については、先の国家公務員等としての在職期間の始期から後の国家公務員等としての在職期間の終期までの期間は、職員等としての引き続いた在职期間とみなす。ただし、第3号から第6号までに掲げる機関にあっては、航海訓練所の在職期間を当該機関の勤続期間に通算することと定めている場合に限る。

- (1) 国
  - (2) 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条に規定する独立行政法人
  - (3) 地方公共団体
  - (4) 国家公務員退職手当法第7条の2第1項に規定する公庫等
  - (5) 前各号に定めるもののほか理事長の定める機関
- 2 国家公務員等が国等の機関の要請に応じ、引き続いて職員等となるため退職し、かつ、引き続いて職員等となった場合におけるその者の前条第1項に規定する職員等としての引き続いた在职期間には、その者の国家公務員等としての引き続いた在职期間を含むものとする。
  - 3 前2項の場合における国家公務員等としての在職期間の計算については、

前条の規定を準用する。

4 職員等が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合又は第2項の規定に該当する職員等が退職し、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合においては、この規程の規定による退職手当は支給しない。

5 第13条第1項の別に定める法人その他の団体に使用される者がその身分を保有したまま引き続いて職員等となった場合におけるその者の前条第1項の規定による在職期間の計算については、職員等としての在職期間はなかったものとみなす。ただし、別に定める場合においては、この限りでない。

(他の独立行政法人等の役員として在職した後引き続いて職員等となった者の在職期間の計算)

第18条 職員等のうち、理事長の要請に応じ、引き続いて航海訓練所以外の独立行政法人その他特別の法律により設立された法人で理事長が定めるもの(退職手当(これに相当する給付を含む。))に関する規程において、職員等が理事長の要請に応じ、引き続いて当該法人の役員となった場合に、職員等としての勤続期間を当該法人の役員としての勤続期間に通算することと定めている法人に限る。以下「他の独立行政法人等」という。)の役員(常時勤務に服することを要しない者を除く。)となるため退職をし、かつ、引き続き他の独立行政法人等の役員として在職した後引き続いて再び職員等となった者の第16条第1項の規定による在職期間の計算については、先の職員等としての在職期間の始期から後の職員等としての在職期間の終期までの期間は、職員等としての引き続いた在職期間とみなす。

2 他の独立行政法人等の役員が、他の独立行政法人等の要請に応じ、引き続いて職員等となるため退職し、かつ、引き続いて職員等となった場合におけるその者の第16条第1項に規定する職員等としての引き続いた在職期間には、その者の他の独立行政法人等の役員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

3 前2項の場合における他の独立行政法人等の役員としての在職期間の計算については、第16条の規定を準用する。

4 職員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて他の独立行政法人等の役員となった場合又は第2項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて他の独立行政法人等の役員となった場合においては、この規定による退職手当は、支給しない。

(懲戒解雇処分を受けた場合の退職手当の支給制限)

第19条 陸上就業規則第70条第1号又は海上就業規則第88条第1号の規定による懲戒解雇処分を受けて退職をした者(当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る退職手当の支払を受ける権利を継承した者)に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度等を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- 2 理事長は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。
- 3 理事長は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を機構内に掲示等することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その掲示等した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

(遺族の範囲及び順位)

第20条 第2条に規定する遺族は、次に掲げる者とする。

- (1) 配偶者（届出をしないが、職員等の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
  - (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員等の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
  - (3) 前号に掲げる者のほか、職員等の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
  - (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの
- 2 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は、前項各号の順位により、第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

- 3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

(遺族からの排除)

第21条 次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

- (1) 職員等を故意に死亡させた者
- (2) 職員等の死亡前に、当該職員等の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者（退職手当の支払の差止め）

第22条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の支払を差し止める処分を行うものとする。

- (1) 職員等が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。
- (2) 退職をした者に対しまだ当該退職手当が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。

- 2 退職した者に対しまだ当該退職に係る退職手当が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者に対し、当該退職手当の支払を差し止める処分を行うことができる。
  - (1) 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は理事長がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し退職手当を支払うことが機構の職務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。
  - (2) 理事長が、当該退職をした者について、当該退職手当の算定の基礎となる職員等としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇処分を受けるべき行為（在職期間中の職員等の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして懲戒解雇処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。）をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至ったとき。
- 3 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る退職手当の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該退職手当が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、当該退職手当の支払を差し止める処分を行うことができる。
- 4 前3項の規定による退職手当の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を受けた者は、当該支払差止処分があったことを知った日から起算して60日が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、理事長に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 5 理事長は、第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った場合において、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りではない。
  - (1) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合
  - (2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合
  - (3) 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から1年を経過

した場合

- 6 理事長は、第3項の規定による支払差止処分を行った場合において、当該支払差止処分を受けた者が次条第2項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。
- 7 前2項の規定は、理事長が当該支払差止処分を行った場合において、当該支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該退職手当の支払を差し止める必要がなくなったとして当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 8 第19条第2項及び第3項の規定は、支払差止処分について準用する。

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第23条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る退職手当が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該退職手当の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者が行った非違の内容等及び第19条に規定する退職をした場合の退職手当との権衡を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。
  - (2) 陸上就業規則第61条又は海上就業規則第79条の規定により継続雇用された職員等が、定年退職者等となった日までの引き続き職員等としての在職期間中の行為に関し懲戒解雇処分（以下「継続雇用職員等に対する解雇処分」という。）を受けたとき。
  - (3) 理事長が、当該退職をした者（継続雇用職員等に対する解雇処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該退職手当の算定の基礎となる職員等としての引き続きいた在職期間中に懲戒解雇処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。
- 2 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る退職手当の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該退職手当が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者が行った非違の内容等を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。
  - 3 理事長は、第1項第2号又は前項の規定による処分を行おうとするときは、

当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

4 第19条第2項及び第3項の規定は、第1項及び第2項の規定による処分について準用する。

5 支払差止処分に係る退職手当に関し第1項又は第2項の規定により当該退職手当の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。

(退職をした者の退職手当の返納)

第24条 退職した者に対し当該退職に係る退職手当を支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者が行った非違の内容等のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該退職手当の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) 当該退職をした者が当該の退職手当の算定の基礎となる職員等としての引き続きいた在職期間中の行為に関し継続雇用職員等に対する解雇処分を受けたとき。

(3) 理事長が、当該退職をした者（継続雇用職員等に対する解雇処分の対象となる職員等を除く。）について、当該退職手当の算定の基礎となる職員等としての引き続きいた在職期間中に懲戒解雇処分を受けるべき行為をしたと認められたとき。

2 前項第3号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。

3 理事長は、第1項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

4 第19条第2項の規定は、第1項の規定による処分について準用する。

(遺族の退職手当の返納)

第25条 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る退職手当の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対し当該退職手当が支払われた後において、前条第1項第3号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者が行った非違の内容等のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該退職手当の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

2 第19条第2項及び前条第3項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第26条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る退職手当が支払われた後において、当該退職手当の支払を受けた

者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第24条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第4項までに規定する場合を除く。）において、理事長が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該退職手当の算定の基礎となる職員等としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、理事長は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該退職手当の算定の基礎となる職員等としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 2 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第4項までに同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第22条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第24条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る退職手当の算定の基礎となる職員等としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 3 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第24条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該退職手当の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る退職手当の算定の基礎となる職員等としての引き続いた在職期間中の行為に関し継続雇用職員等に対する解雇処分を受けた場合において、第24条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し継続雇用職員等に対する解雇処分を受けたことを理由として、当該退職手当の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 5 前各項の規定による処分にに基づき納付する金額は、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者が行った非違の内容等のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生

計の状況その他別に定める事情を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該退職手当の額を超えることとなってはならない。

6 第19条第2項及び第24条第3項の規定は、第1項から第4項までの規定による処分について準用する。

(懲戒審査委員会への諮問)

第27条 理事長は、第23条第1項第3号若しくは第2項、第24条第1項、第25条第1項又は前条第1項から第5項までの規定による処分（以下この条において「退職手当の支給制限等の処分」という。）を行おうとするときは、独立行政法人海技教育機構懲戒規程（平成28年機構規程第29号）第6条に規定する懲戒審査委員会に諮問しなければならない。

2 懲戒審査委員会は、第23条第2項、第24条第1項又は前条第1項から第4項までの規定による処分を受けるべき者から申立てがあった場合には、当該処分を受けるべき者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

3 懲戒審査委員会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、当該処分を受けるべき者又は理事長にその主張を記載した書面又は資料の提出を求め、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求め、その他必要な調査をすることができる。

4 懲戒審査委員会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、関係機関に対し、資料の提出、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(規程の実施)

第28条 当分の間、この規程の実施のための手続きその他必要な事項は、国家公務員退職手当法及び関連諸法令の規定に準じる。

2 前項に規定するもののほかに必要な事項は、別に定める。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(勤続期間に関する経過措置)

第2条 施行日の前日に改正前の国家公務員退職手当法第2条第1項に規定する者又は同条第2項に規定する者（施行日において常時勤務に服することを要する者となったものに限る。）であったものが施行日以後引き続き職員等となった場合のこの規程に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間については、その者の施行日の前日までの同法の規定による勤続期間と施行日以後の第16条から第18条までの規定による勤続期間を合算した期間を、当該職員等の勤続期間とみなす。ただし、その者が、施行日以後において、退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りではない。

2 前項の職員等が退職し、かつ、引き続いて国家公務員退職手当法第2条第



1項に規定する職員となった場合には、この規程による退職手当は、支給しない。

(除算期間の経過措置)

第3条 この規程の施行日前に従前の国家公務員法の規定により休職とされていた期間の扱いについては、当分の間は従前のおりとする。

(退職手当基本額に係る特例)

第4条 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第5条から第9条までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第14条第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第4条」とする。

第5条 当分の間、36年以上42年以下の期間勤務して退職した者で、第5条第1項の規定に該当する退職をした者に対する退職手当の基本額は、同項又は第8条の規定により計算した額に前条に定める割合を乗じて得た額とする。

第6条 当分の間、35年を超える期間勤務して退職した者で、第7条第1項の規定に該当する退職をした者の退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第4条の規定の例により計算して得られた額とする。

(俸給月額に関する経過措置)

第7条 退職した者の基礎在職期間中に俸給月額の減額改定(平成18年3月31日以前に行われた俸給月額の減額改定で別に定めるものを除く。)によりその者の俸給月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の俸給月額が減額前の俸給月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする職員給与規程の規定の適用を受けたことがあるときは、この規程の規定による俸給月額には、当該差額に相当する額を含まないものとする。ただし、第14条第2項に規定する給与規程の適用を受ける職員等に係る基本給月額に含まれる俸給の月額に相当するものとして別に定めるものについては、この限りではない。

(施行日前の在職期間を有する者に対する退職手当の支給額に関する経過措置)

第8条 附則第2条の規定の適用を受ける職員等が退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における俸給月額を基礎として、同日において適用されていた国家公務員退職手当法の規定により計算した額に100分の83.7(当該勤続期間が20年以上の者(42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で通勤による傷病以外の業務によらない傷病により退職したものを除く。)にあつては、104分の83.7)を乗じて得た額が、この規程の規定により計算した退職手当の額よりも多いときは、この規程の規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこの規程の規定による退職手当の額とする。

(俸給月額が減額されたことがある者の退職手当の基本額の特例に関する経過措置)

第9条 基礎在職期間の初日が施行日前である者に対する第8条の規定の適用については、同条第1項中「基礎在職期間」とあるのは、「基礎在職期間（平成18年4月1日以降の期間に限る。）」とする。

第10条 職員等が退職した場合において、その者の基礎在職期間のうち施行日以後の期間に、機構の職員等以外の職員としての在職期間が含まれるものに対する第8条の規定の適用については、その者が、機構以外の職員として受けた俸給月額は、同条第1項に規定する俸給月額には該当しないものとみなす。

(調整額の経過措置)

第11条 第13条の規定により退職手当の調整額を計算する場合において、基礎在職期間の初日が平成8年4月1日前である者に対する同条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第1項	その者の基礎在職期間	平成8年4月1日以後のその者の基礎在職期間
第2項	基礎在職期間	平成8年4月1日以後の基礎在職期間

(その他の経過措置)

第12条 この附則に定めるもののほか、退職手当に係る経過措置に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則(平成25年海技教育規程第4号)

この規程は、平成25年1月1日から施行する。

附則(平成27年海技教育規程第7号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則(平成28年4月1日規程第42号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(在職期間の経過措置)

第2条 独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律(平成27年法律第48号。以下「整備法」という。)附則第2条第1項の規定により機構の職員となった者の第16条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間の計算については、この規程の施行日前に従前の独立行政法人海技教育機構又は独立行政法人航海訓練所(以下「旧機構等」という。)の職員としての引き続いた在職期間(その他規程の規定により旧機構等の職員としての在職期間とみなされていた期間を含む。)をこの規程の施行の日後の機構の職員としての在職期間とみなして取り扱う。

附 則（平成 29 年海技教育規程第 19 号）  
この規程は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。